



金沢市公報

第 2 4 5 8 号 の 3

平成16年(2004年)9月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市消防公印規則等の一部を改正する規則 (") 15
金沢21世紀美術館条例施行規則 (金沢21世紀美術館建設事務局)	1	公平委員会規則
金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条 例の一部の施行期日を定める規則(総務課)	15	金沢市公平委員会議事規則の一部を改正する 規則 (公平委員会) 16
金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の施行期日を定め る規則 (消防総務課)	15	消防本部訓令甲 金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正 について (消防総務課) 16

規 則

金沢21世紀美術館条例施行規則をここに公布する。

平成16年9月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第66号

金沢21世紀美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢21世紀美術館条例(平成16年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(展示室への入室)

第2条 金沢21世紀美術館(以下「美術館」という。)の展示室への入室は、閉館時刻の30分前までとする。

(観覧券の交付)

第3条 美術館が展示する美術作品を観覧しようとする者(条例第6条第2項の規定により観覧しようとする者、次条に規定する前売り券、優待券又は招待券により観覧しようとする者及び第21条第1項の規定により観覧料を免除される者を除く。)は、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、コレクション展を観覧しようとする高校生以下の者については、この限りでない。

(前売り券等)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、前売り券、優待券又は招待券を発行することができる。

(観覧券等の提示)

第5条 観覧券、前売り券、優待券又は招待券は、美術館の展示室へ入室するときに、これを提示しなければならない。

(旅行業者の取扱いによる観覧料)

第6条 条例第6条第3項に規定する市長が定める割合は、9割とする。

(美術作品等の特別観覧)

第7条 条例第7条第1項に規定する規則で定める行為は、模造、熟覧、写真原板の使用及びデジタルデータの使用とする。

(美術作品等の特別観覧の承認申請)

第8条 条例第7条第1項の規定により、美術館に保管され、又は展示されている美術作品並びに美術その他の芸術に関する情報及び資料(以下「美術館資料」という。)の特別観覧の承認を受けようとする者は、金沢21世紀美術館特別観覧申請書(様式第1号。以下「特別観覧申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。そ

の申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 特別観覧申請書には、観覧しようとする美術作品又は美術館資料（以下「美術作品等」という。）が寄託されたものであるときは当該寄託者の同意を得た書面を、他に著作権者があるものであるときは当該著作権者の同意を得た書面をそれぞれ必要に応じて添付しなければならない。

（特別観覧申請書の受付期間）

- 第9条 特別観覧申請書の受付期間は、特別観覧をする日の6箇月前の日の属する月の初日から当該特別観覧をする日までとする。

（特別観覧承認書の交付）

- 第10条 市長は、美術作品等の特別観覧を承認したときは、金沢21世紀美術館特別観覧承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付する。

（特別観覧の方法）

- 第11条 特別観覧は、美術館の職員の立会いのうえ、当該職員が指定する場所において行うものとする。

（市民ギャラリー等の使用の承認申請）

- 第12条 条例第8条第1項の規定により、市民ギャラリー、シアター21その他の条例別表第3に掲げる施設（以下「市民ギャラリー等」という。）の使用の承認を受けようとする者は、金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用申請書（様式第3号。以下「使用申請書」という。）により市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 興行のために市民ギャラリー等を使用しようとする者は、使用申請書のほか、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に関係がない旨等を記載した誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める者については、この限りでない。

（使用申請書の受付期間）

- 第13条 使用申請書の受付期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用期間）

- 第14条 市民ギャラリー等を引き続き使用することができる期間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間を超えて使用することができる。

（使用承認書の交付）

- 第15条 市長は、市民ギャラリー等の使用を承認したときは、金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用承認書（様式第5号）を当該申請をした者に交付する。

（使用承認書の提示）

- 第16条 前条の使用承認書は、市民ギャラリー等を使用するときに、これを提示しなければならない。

（使用時間等）

- 第17条 市民ギャラリー等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の承認を受けた時間又は期間には、準備及び原状回復に要する時間又は期間を含むものとする。

（使用の中止）

- 第18条 使用者は、市民ギャラリー等の使用の全部又は一部を中止しようとするときは、あらかじめ金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用中止申出書（様式第6号）により、市長に申し出なければならない。

（特別観覧料）

- 第19条 条例第11条第1項に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

（附属設備使用料）

- 第20条 附属設備使用料の額は、別表第4のとおりとする。

（観覧料の減免）

- 第21条 条例第12条の規定に基づき観覧料を減免する場合は、別表第5の左欄に掲げる場合とし、その場合における減免は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

- 2 条例第12条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、金沢21世紀美術館観覧料減免申請書（様式第7号）により、市長に申請しなければならない。ただし、別表第5第4号の項から第8号の項までに規定する場合における観覧料の減免の申請は、身分を証する書面、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳等の提示により行うものとする。

(特別観覧料の免除)

第22条 条例第12条の規定に基づき特別観覧料を免除する場合は、国、地方公共団体又はその他の公共的団体が発行する印刷物を作成する目的で特別観覧が行われる場合とする。

(使用料の減免)

第23条 条例第12条の規定に基づき使用料を減免する場合は、別表第6の左欄に掲げる場合とし、その場合における減免は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

- 2 条例第12条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢21世紀美術館使用料減免申請書(様式第8号)により、市長に申請しなければならない。ただし、別表第6第1号の項及び第2号の項に規定する場合は、この限りでない。

(観覧料等の還付)

第24条 条例第13条ただし書の規定に基づき観覧料、特別観覧料又は使用料を還付する場合は、別表第7の左欄に掲げる場合とし、その場合に還付する額は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

(美術館資料の複写)

第25条 美術館資料の複写を受けようとする者は、館長の承認を得なければならない。

- 2 美術館資料の複写に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(事前打合せ)

第26条 使用者は、市民ギャラリー等の使用に際し、事前に館長と、使用の方法その他必要な事項についての打合せをしなければならない。

(会場責任者)

第27条 使用者は、市民ギャラリー等の使用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めなければならない。

(使用者の遵守事項)

第28条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の人員を超えて入場させないこと。
- (2) 美術館の入場者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで美術館内において寄附金の募集又は物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで美術館の壁、柱等にはり紙をし、又は釘の類を打たないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で、火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (7) その他美術館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第29条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 美術館の建物、設備、美術作品等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(職員の立入り)

第30条 使用者は、美術館の職員が当該使用の承認に係る施設内に職務上立ち入ることを拒んではならない。

(使用後の点検)

第31条 特別観覧の承認を受けた者(以下「特別観覧者」という。)又は使用者は、特別観覧を終えたとき、又は美術館の施設、附属設備、備品等の使用を終えたときは、直ちに美術館の職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(施設等の損傷等の届出)

第32条 特別観覧者又は使用者は、美術館の建物、設備、美術作品等を汚損し、又は破損したときは、直ちに美術館の職員に届け出なければならない。

(寄贈及び寄託)

第33条 美術作品等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

- 2 寄託品の寄託の条件、内容及び期間は、市長が寄託をしようとする者と協議して定める。

(美術作品等の貸付け)

第34条 美術館の美術作品等は、美術館の業務に支障がなく、かつ、取扱い上の安全性が確保される場合で、教育普及の目的で他の公共団体、美術館、学校等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

(美術作品等の受託)

第35条 館長は、美術作品等の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第36条 条例第21条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢21世紀美術館指定管理者指定申出書(様式第9号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第21条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月9日から施行する。ただし、第36条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第13条関係)

区 分		受 付 期 間
市民ギャラリー、市民ギャラリー控室及び展示室	使用日の属する月が4月から9月までの場合	前年の3月1日から使用日の2週間前の日まで
	使用日の属する月が10月から翌年3月までの場合	前年(1月から3月までの場合にあっては、前々年)の9月1日から使用日の2週間前の日まで
シアター21、シアター準備室、出演者控室、楽屋、会議室、茶室及び広場		使用日の6箇月前の日の属する月の初日から使用日まで

備考

- 1 使用日とは、当該施設を使用する日をいう。
- 2 引き続き2日以上使用する場合は、当該施設の使用期間の最初の日をいう。

別表第2(第14条関係)

施 設 名	使 用 期 間
市民ギャラリー、市民ギャラリー控室及び展示室	5週間
シアター21、シアター準備室、出演者控室及び楽屋	2週間
会議室、茶室及び広場	3日間

別表第3(第19条関係)

区 分		金 額
撮影	学術研究用	500円
	その他	4,000円
模写		2,000円
模造		2,000円
熟覧		500円
写真原板の使用	学術研究用	500円
	その他	3,000円

デジタルデータの使用	学術研究用	500円
	その他	3,000円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第4（第20条関係）

設 備 名	単 位	金 額	摘 要
16ミリ・35ミリ兼用映写機	一式	10,000円	
ピアノ	1台	5,000円	調律料を含まない。

備考 この表の額は、条例別表第3に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。

別表第5（第21条関係）

区 分	減免の内容
(1) 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者が教育課程に基づく教科の学習の一環として特別展を観覧する場合	当該観覧料の免除
(2) 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動としてコレクション展又は特別展を観覧する場合	当該観覧料の免除
(3) 国内外の美術その他の芸術に関する大学又は大学院の教員又は学生が美術教育又は学習活動の一環としてコレクション展又は特別展を観覧する場合	当該観覧料の免除
(4) 特別展と同日中にコレクション展を観覧する場合	当該観覧料の免除
(5) 市内に居住する者が美術奨励の日（毎月の第2土曜日をいう。）にコレクション展を観覧する場合	当該観覧料の免除
(6) 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）がコレクション展又は特別展を観覧する場合	当該観覧料の2割に相当する額の減額
(7) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）がコレクション展又は特別展を観覧する場合	当該観覧料の2割に相当する額の減額
(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）がコレクション展又は特別展を観覧する場合	当該観覧料の2割に相当する額の減額
(9) その他市長が特に必要があると認める場合	市長が相当と認める額の減額又は免除

別表第6（第23条関係）

区 分	減免の内容
(1) 美術館が主催し、又は共催する事業に使用する場合	当該使用料の免除
(2) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が本市と共催し、又は本市の後援を受けて展覧会、研究会等を開催する場合で、市長が必要があると認めるとき。	当該使用料の5割に相当する額の減額
(3) 市内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが児童又は生徒のための事業を実施するために市民ギャラリー等を使用する場合	当該使用料の5割に相当する額の減額
(4) その他市長が特に必要があると認める場合	市長が相当と認める額の減額又は免除

別表第7（第24条関係）

区 分	還付する額
(1) 美術館の管理の都合により、やむを得ず美術作品の観覧、美術作品等の特別観覧又は市民ギャラリー等の使用をさせることがで	既納の観覧料、特別観覧料又は使用料の全額（ただし、市民ギャラリー等にあっ

きなくなった場合	ては、当該使用をさせることができなくなった期間について計算した額)
(2) 風水害、火災その他の災害により美術館を使用できなくなった場合	既納の観覧料、特別観覧料又は使用料の全額(ただし、市民ギャラリー等にあつては、当該使用できなくなった期間について計算した額)
(3) 特別観覧者又は使用者(市民ギャラリー及びシアター21の利用者を除く。)が特別観覧をする日又は使用を開始する日の10日前までに特別観覧又は使用の中止を申し出て、当該中止の承認を受けた場合	既納の特別観覧料又は使用料の全額
(4) 特別観覧者又は使用者が特別観覧又は使用を開始する日の5日前(市民ギャラリー及びシアター21の利用者にあつては、3箇月前)までに特別観覧又は使用の中止を申し出て、当該中止の承認を受けた場合	既納の特別観覧料又は使用料の5割に相当する額

様式第1号(第8条関係)

金沢21世紀美術館特別観覧申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢21世紀美術館の美術作品等の特別観覧をしたいので、次のとおり申請します。

特別観覧の目的				
特別観覧の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	
特別観覧の人数				
責任者の氏名				
美術作品等	名 称	作 者 名	点 数	区 分
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
			撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用	

特別観覧料	区 分	件 数	金 額	備考
	撮影		円	
	模写		円	
	模造		円	
	熟覧		円	
	写真原板の使用		円	
	デジタルデータの使用		円	
	計		円	

様式第2号(第10条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢21世紀美術館特別観覧承認書

住 所
氏 名

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢21世紀美術館の美術作品等の特別観覧について、次のとおり承認します。

特別観覧の目的				
特別観覧の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで			
特別観覧の人数				
責任者の氏名				
美術作品等	名 称	作 者 名	点 数	区 分
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
				撮影 模写 模造 熟覧 写真原板の使用 デジタルデータの使用
特別観覧料	区 分	件 数	金 額	備考
	撮影		円	
	模写		円	
	模造		円	
	熟覧		円	
	写真原板の使用		円	

デジタルデータの使用		円
計		円

様式第3号 (第12条関係)

その1

金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用申請書
(市民ギャラリー、展示室等)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢21世紀美術館を使用したいので、次のとおり申請します。

展覧会等の名称	
展覧会等の内容	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 施 設	市民ギャラリーA (全室・A - 1・A - 2・A - 3) 市民ギャラリーB (全室・B - 1・B - 2・B - 3・B - 4) 市民ギャラリー控室 展示室 (7・8・9・10・11・12・13・14)
展示作品の種類 及 び 点 数	
展 示 方 法	
入 場 予 定 人 数	人
入 場 料 等 の 徴 収	有 (1人 : 最高 円、最低 円) 無
営 業 行 為	有 無
会 場 責 任 者	氏名
備 考	

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

その2

金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用申請書
(シアター21、会議室、茶室等)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名
(団体にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢21世紀美術館を使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称									
行 事 の 内 容									
使 用 日 時		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から		年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで					
使用施設及び使用時間区分									
使 用 施 設		使 用 時 間 区 分				入場予定 人数	人		
		午前 (午前9時 から正午ま で)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後10 時まで)	全日 (午前9時 から午後10 時まで)				
シアター21						有 1人最高 最低 円 円			
シアター準備室								無	
出演者控室1						営業行為	有 無		
出演者控室2									
楽屋1						会 場 責 任 者			
楽屋2									
会議室1						備考			
会議室2									
会議室3									
茶 室	松涛庵	全室を 使用							
		立礼茶 室を除 き使用							
	山のお茶室								
広場									
附属設備		別紙のとおり							

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第4号 (第12条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

誓約者 住 所
氏 名 印
(団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

私は、金沢21世紀美術館の使用の申請に際し、次の事項を堅く守ることを誓約します。

- (1) 金沢21世紀美術館の使用の申請に係る興行の企画、運営、前売り券の販売等には、当該興行を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に一切関係し、また関係させないこと。
- (2) (1)に違反すると認められたことにより、使用の不承認又は承認の取消し若しくは使用の停止の処分を受けた場合においては、金沢市に対し、一切異議申立てをしないこと、及び当該処分によって生じた損害の賠償金等の請求は、一切しないこと。

様式第5号 (第15条関係)

その1

収 第 号
年 月 日

金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用承認書
(市民ギャラリー、展示室等)

住 所
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢21世紀美術館の使用について、次のとおり承認します。

展覧会等の名称	
展覧会等の内容	
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使用施設	市民ギャラリーA (全室・A - 1・A - 2・A - 3) 市民ギャラリーB (全室・B - 1・B - 2・B - 3・B - 4) 市民ギャラリー控室 展示室 (7・8・9・10・11・12・13・14)
展示作品の種類及び点数	
展示方法	
入場予定人数	人
入場料等の徴収	有 (1人:最高 円、最低 円) 無

営 業 行 為	有	無
会 場 責 任 者	氏名	
備 考		

その2

収 第 号
年 月 日

金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用承認書
(シアター21、会議室、茶室等)

住 所
氏 名

様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢21世紀美術館の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称						
行 事 の 内 容						
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで					
使用施設及び使用時間区分						
使 用 施 設	使用時間区分				入場予定 人数	人
	午前 (午前9時 から正午ま で)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後10 時まで)	全日 (午前9時 から午後10 時まで)		
シアター21					有 1人最高 最低 円 円	
シアター準備室						
出演者控室1					営業行為 有 無	
出演者控室2						
楽屋1					会 場 責 任 者	
楽屋2						
会議室1					備考	
会議室2						
会議室3						
茶 室	松涛庵	全室を 使用				
		立礼茶 室を除 き使用				
山のお茶室						
広場						
附属設備		別紙のとおり				

様式第6号 (第18条関係)

金沢21世紀美術館市民ギャラリー等使用中止申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 住 所
氏 名 印
(申出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

年 月 日 第 号をもって承認のあった金沢21世紀美術館の使用については、次のとおり中止
したいので申し出ます。

使用を中止 する施設	
使用を中止 する日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
行事(展覧会) 等の名称	
既納使用料	使用料 円 附属設備使用料 円
中止の理由	
備 考	

備考 申出者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第7号 (第21条関係)

金沢21世紀美術館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名 印
(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢21世紀美術館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観 覧 の 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	
観 覧 の 目 的		
観 覧 者 数	団 体	人
	個 人	人
観 覧 料 の 額	円	
減 免 申 請 額	円	
申 請 の 理 由		

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第8号 (第23条関係)

金沢21世紀美術館使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名 印
(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢21世紀美術館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称	
行 事 の 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
使 用 す る 施 設	
使 用 時 間 区 分	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
入 場 料 等 の 徴 収	有 (1 人 : 最高 円、最低 円) 無
申 請 の 理 由	

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第9号 (第36条関係)

金沢21世紀美術館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢21世紀美術館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢21世紀美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年9月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第67号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成16年条例第31号)附則第1項に規定する規則で定める日は、平成16年10月9日とする。

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年9月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第68号

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例第48号)の施行期日は、平成16年9月21日とする。

金沢市消防公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第69号

金沢市消防公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市消防公印規則の一部改正)

第1条 金沢市消防公印規則(昭和26年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表補助職員印の項中

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 署 広 金 長 坂 沢 印 消 市 </div>	れい書	広坂消防署長 名をもってす る文書	を	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 署 中 金 長 央 沢 印 消 市 </div>	れい書	中央消防署長 名をもってす る文書	に改める。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-------------------------	-------

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2 消防長の事務部局の項中「広坂消防署副署長」を「中央消防署副署長」に、「広坂消防署担当副署長」を「中央消防署担当副署長」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第3条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「広坂消防署長」を「中央消防署長」に改める。

(金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年規則第84号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「広坂消防署」を「中央消防署」に改める。

附 則

この規則は、平成16年9月21日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

金沢市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月1日

金沢市公平委員会委員長 中 村 三 次

●金沢市公平委員会規則第2号

金沢市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

金沢市公平委員会議事規則(昭和26年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第6条第1項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 本 部 訓 令 甲

●金沢市消防本部訓令甲第2号

消 防 本 部
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成16年9月1日

金沢市消防長 大 浦 春 賢

第4条第1項中「分署又は出張所」を「出張所」に、「分署長又は出張所長」を「出張所長」に改め、同条第2項中「分署及び出張所」を「出張所」に改め、同条第3項中「分署長及び出張所長」を「出張所長」に改める。

第5条の表中

署長補佐	消防司令
分署長	

 を

署長補佐	消防司令
------	------

 に改める。

別表中「分署及び出張所」を「出張所」に、

金沢市広坂消防署高尾台分署	金沢市高尾台4丁目63番地
金沢市広坂消防署神田出張所	金沢市神田1丁目19番15号
金沢市広坂消防署泉野出張所	金沢市泉野出町2丁目1番7号
金沢市広坂消防署小立野出張所	金沢市小立野2丁目41番40号
金沢市駅西消防署玉川分署	金沢市玉川町9番11号

 を

金沢市中央消防署広坂出張所	金沢市広坂2丁目1番5号
金沢市中央消防署高尾台出張所	金沢市高尾台4丁目63番地
金沢市中央消防署泉野出張所	金沢市泉野出町2丁目1番7号
金沢市中央消防署小立野出張所	金沢市小立野2丁目41番40号
金沢市駅西消防署玉川出張所	金沢市玉川町9番11号

に

改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年9月21日から施行する。
- 2 金沢市消防機械器具の管理等に関する規程（昭和43年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項第4号及び第24条第1項中「、消防分署」を削る。
- 3 金沢市消防職員職名規程（昭和63年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「担当署長補佐 分署長 担当分署長」を「担当署長補佐」に改め、同条第2項中「、分署」を削る。
- 4 金沢市消防本部警防規程（平成4年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
第12条中「消防分署及び消防出張所」を「消防出張所」に改める。
第16条第1号及び第2号中「広坂消防署管轄区域内」を「中央消防署管轄区域内」に改める。

平成16年(2004年)9月1日 印刷
平成16年(2004年)9月1日 発行

定価 100円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄